

文 書 質 問 通 告 一 覧 表 (8 月)

令和 6 年 8 月 2 日

1. 会計年度任用職員の雇用の安定を	人事院は 6 月 28 日、国の非常勤職員のうち期間業務職員の採用について定めた通知文書を一部改正し、公募によらない再度の採用回数の上限を連続 2 回までとする取り扱い「3 年目公募」を撤廃した。本改正を受けて総務省も「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第 2 版)」から、期間業務職員の例を示していた部分を削除した。これにより地方自治体が機械的に「3 年目公募」に拘泥すべき根拠はなくなった。この間自治労連等が仲間と共に人事院、政府に対し非正規公務員の雇用安定と処遇改善を求めてきた運動の成果である。一方公募によらない採用であっても、面接及び従前の勤務実績に基づく能力実証を求めており、恣意的な「雇い止め」の不安が解消されたとはいえず、有能な会計年度任用職員が、安心して働けるようにすべきと思うが見解を伺う。	3 番 重 山 雅 世
---------------------------	---	------------------------